

報告日： 令和6年3月

令和5年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	日本大学
法人代表者	理事長 林 真理子
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	03-5275-8110

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	①遵守	1-1	①遵守
II. 公共性の確保	①遵守	2-1	①遵守
		2-2	①遵守
III. 信頼性・ 透明性の確保	②未遵守	3-1	③遵守不十分
		3-2	③遵守不十分
		3-3	①遵守
IV. 継続性の確保	②未遵守	4-1	③遵守不十分
		4-2	②限定付遵守

3. 遵守状況の確認フロー図

- 1 担当部署：担当部署毎による遵守状況の点検
- 2 中期計画検討委員会：遵守状況報告書の取りまとめ
- 3 常務理事会：遵守状況報告書の確認
- 4 理事会：遵守状況報告書の承認
- 5 ホームページ等による公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化，理解の獲得

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は遵守できている。</p> <p>中期計画の策定に当たり，本学が目指す大学像として，「多様性を礎とし，複合的価値観を創りだす」を掲げ，令和8年度までの計画を現在推進している。同計画では，理事長及び学長が就任時に示す「管理運営の基本方針」及び「教学に関する基本方針」に基づき，管理運営及び教学におけるアクションプランをそれぞれ策定し，単年度の事業計画に落とし込みながら実行している。</p> <p>一方で，定性的な目標が多く，定量的な目標の設定ができていないこと，また，期中の進捗管理体制については改善の必要があるため，今後の課題として取り組むことで，更なる自律性の確保に努める。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は遵守できている。</p> <p>本学が育成する人材像及び学生が備えるべき能力を「日本大学教育憲章」として具体的に示し，全教職員が共通認識をもって教育研究活動にあたっている。また，全学的な自己点検・評価活動により改善サイクルを実行するとともに，全学生を対象としたニーズ，実態，自己評価等の調査を毎年実施し，経年比較による分析に基づいた教育研究活動の改善を行っている。</p>

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則は概ね遵守できている。</p> <p>学長が示す教育研究に係る全学的な方針である「教学に関する基本方針」において、地域に根差した大学としての役割の強化を進めることを示し、中期計画において、学部等における地域社会との関係構築を全学的に支援することを掲げ、教学、学生支援及び研究等に関して、各自自治体等との協定締結等により、地域貢献等の取組みを積極的に実施している。なお、組織的なボランティア等の活動支援については、「教学に関する基本方針」に基づき、中期計画において大学と社会との関係構築のためのボランティア活動の推進を掲げ、全学的に取り組んでおり、私大連コードとは、別の方策により遵守している。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則 3 - 1 法令の遵守, 社会貢献

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>重点事項については、概ね達成できている。</p> <p>本学では寄附行為において4人以上5人以内の監事を置くことと定め、現任の監事は4名、内2人を常任とし、常務理事会、理事会、評議員会、学部長会議等、法人の意思決定に関わる諸会議だけでなく、管理系及び教学系の主要な委員会等にも原則として監事全員が出席して、必要に応じて意見表明を行っている。毎週開催する「監事会議」において本学の現状を踏まえた監査のあり方を検討するとともに、従前の慣例であった年度2回の定例監査を根本的に見直し、業務執行理事との面談、本部所管部署へのヒアリング、学部等に対する書面監査、報告要請及び実地監査等、年間を通じて本学の実状を確認している。また、幅広い知見を有する学外理事、学内の情勢に精通した学内理事との情報交換及び連携の深化を図ることを目途に「理事・監事交流会」の開催、三様監査を確立するため、監事、内部監査人及び独立監査人による「三様監査協議会」の定期開催、コンプライアンス所管部署からの報告及び内部監査所管部署から内部監査の結果報告を受け、意識共有を図るなど、監事機能の実質化を図っている。これら監事監査の支援部署として、本法人内の各部門から独立した組織である監事監査事務局を設置し、支援体制についても整備できている。今後は理事会等において、監査結果を説明する機会を設けることとしている。</p> <p>しかしながら、現時点の課題として、根幹となる監査の基準を定めず、監事が交代しても監査の継続性が維持できるよう、改正後の私立学校法に準拠する監査基準を監事が主体的に策定する必要がある。また、アメフト部薬物事案を受けて、法人としてのガバナンス体制の見直しが求められており、監事機能だけではなく、理事会、評議員会等も含めた実効性の高い監督体制の構築に取り組み、信頼性・透明性の確保を図る。</p>

遵守原則 3-2 理事会による執行，監督機能の実質化，不正防止制度整備

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>重点事項については，概ね達成できている。</p> <p>日本大学行動規範に基づき，役教職員が法律を遵守し，健全で適正な業務の執行に努めている。</p> <p>理事については，共有のドライブを利用し，常務理事会等の学内諸会議の情報及び法改正や諸規程等について共有を行うことで，理事の職務の執行監督機能の実質化を図っている。</p> <p>監事の支援体制の充実のために監事監査事務局を設置した上で，各種会議への出席や理事長あてに定期的に意見書等の提出を通じて，本学の業務執行における改善を促している。</p> <p>本法人内の各部門から独立した（他からの干渉を受けない）組織として，コンプライアンス事務局内に内部監査課を設置し，内部監査体制の強化等に係る必要事項を規定した諸規程等を整備し，実効性のある内部監査を実施している。また，監事，内部監査人及び会計監査人による意見交換等を適宜行うなど，三様監査体制の強化を図っている。</p> <p>内部通報体制については，「日本大学公益通報者保護規程」を制定し，内部通報及び相談に係る受付窓口を同事務局内及び学外の法律事務所内にそれぞれ設置しているほか，調査の必要性を学外の法律事務所が主体的に判断するなど，役職者及び教職員が関与することなく不正行為の是正を図ることができる体制を整備し，運用している。これらについては，ホームページやリーフレットを通じて役職者及び教職員等に周知しており，通報者には調査実施の要否や調査結果等を通知している。</p> <p>このような体制を整備していたものの，アメフト部の薬物事案においては，ガバナンスが機能せず，早急に改善の必要があるため，理事会を中心とした実効性の高い執行・監督体制を再構築し，相互牽制が有効に機能する内部統制体制の確立を目指す。</p>

遵守原則 3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>私大連コードに定められた方策等に基づき，当該原則は遵守できている。</p> <p>法令に基づき情報公開内規を定めるほか，広報の基本方針等により本学公式ホームページを利用し情報公開を行っている。財務書類等については，本学公式ホームページに掲載するとともに，閲覧用書類を各部科校に設置するなど対応している。</p> <p>情報公開を適切に実行することにより社会への説明責任を果たすため，公開すべき項目や公開方法を再検討し，説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことに配慮している。本法人の決定については，本学公式ホームページで速やかに発表し，報道機関からの質問にも対応している。健全でより透明性のある管理運営体制を構築するため，理事会・評議員会の議事録（要旨）を本学公式ホームページで公表している。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化, 自律的な大学運営

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>重点事項については、概ね達成できている。</p> <p>法改正や社会状況の変化へ対応しながら適切に大学運営を行うため、理事会及び評議員会資料の事前送付の際は議事概要を送付し、事前に質問を受け付ける体制を整備する等、必要に応じて、運営体制の見直し、寄附行為等をはじめ関連諸規程の整備を行いながら、本学の再生にむけて、改革を進めている。</p> <p>しかしながら、アメフト薬物事案の対応について、ガバナンス不全により大きな混乱を招くことになり、本学のガバナンス体制そのものが形骸化していた面もある。そのため、日本大学改善改革会議を設置し、理事会、評議員会の在り方、業務執行理事の職務権限の明確化、役員を選解任制度の見直し等、法人ガバナンス体制の抜本的な改善に取り組んでいる。</p>

遵守原則4-2 財政基盤の安定化, 経営基盤の強化

遵守状況	①遵守 ②限定付遵守 ③遵守不十分 ④未遵守 ⑤意見不表明
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>重点事項については、概ね実施できている。</p> <p>財政基盤の安定及び経営基盤の強化を図るため、予算において教育研究の継続的な活動を実現するための方針を明示し、その執行において収入支出の状況を把握することで、教育研究事業を達成するための体制を整えている。また、基本財産である施設設備を維持するための将来計画を策定し、そのために必要な安定した財政基盤の確立に向けて、学内資金の計画的で有効な活用の整備を進めている。</p> <p>学生生徒等納付金以外の収入の多様化についても、補助金、寄付金募集、資産運用に係る取組に努めている。現在補助金については、私立大学等経常費補助金の減額措置を受けているが、経常費補助金交付の再開を受けて補助金に関する情報の学内共有を行い、適正な事務処理並びに対象事業の適正な執行に努めている。寄付金については、創立130周年記念事業募金が終了し、現在、新たな寄付募集に向けて実施しやすい体制の整備を進めている。そして、趣意書等で寄付の目的となる事業が本学の教育研究を具体化するものであることを明確に示し、また、広報誌等により、寄付実績等を公表することで、寄付者からの共感を得られるよう、対応を進めている。</p> <p>一方で、本学危機管理体制については、規程及びマニュアルが既に整備されているところであるが、アメフト薬物事案により、危機管理体制の再構築が求められている。そのため、規程及びマニュアルの見直し、本学危機管理体制の周知・徹底を図るため、役員も対象とした講習会の実施、危機管理委員会の機能強化に加えて、危機管理広報体制の見直しを行い、危機管理体制の強化を図る。</p> <p>なお、情報セキュリティに関しては、監視システムを使用してサーバやネットワークを監視し、未然に異常を防止している。また、本学構成員の利用する情報システムの認証を統一し、パスワードの複雑化、二段階認証を行いアクセス権限を厳格に設定し対応している。</p>

2. 追加事項

--